



やちよ 農業委員会だより

第133号

発行人 八千代町農業委員会会長 小竹 節 / 編集 農業委員会だより編集委員会

任期満了に伴う農業委員の改選により、新たな農業委員 16 名が 9 月 17 日、町長から任命を受けました。また、農地等の利用の最適化（担い手農家への農地の集積・集約化、耕作放棄地の発生防止・解消、新規就農等）を推進するため、農地利用最適化推進員 13 名が農業委員会から 9 月 17 日付で委嘱され、新たな農業委員会体制がスタートしました。
(紹介文中：議席番号・氏名 ①出身行政区 ②担当区域)

長引くコロナ禍において、未だ収束が見えず、混沌とした中、農業を取り巻く情勢は、担い手の減少や高齢化、耕作放棄地の増大など生産基盤の脆弱化が進み、人口減少に伴う市場縮小や産地間競争の激化など、今後一層厳しい環境におかれることが予想されます。
このような情勢の中、八千代町農業委員会の一員として、農地の集積・集約化や耕作放棄地の解消に取り組み、活力ある八千代町の農業発展の力となるよう努力してまいります。



会長職務代理者
9番 高崎 隆
①下山川
②西大山、塩本、下山川、粕礼

このような状況の中、耕作放棄地の解消や農地の集積・集約化を実現するために、農業委員会の果たす役割は重要になり、また農業政策の確立をなくしてはありえません。農業の明るい未来のため、農業委員と農地利用最適化推進委員が共に力を合わせて頑張りましょう。



農業委員会会長
2番 小竹 節
①本郷
②沼森、貝谷、川尻、今里、本郷

昨今、全国各地で大規模な災害が多発しており、さらに「コロナ禍」が新たに私達の生活を脅かしております。農業に目を向けますと、特に米価において、生産費を大幅に下回る大暴落となっており、一刻も早く生産者への米価補填をしなければ、水田がますます荒れ果ててまいります。

— 農業者年金で しっかり積み立て 安心して豊かな老後を —



○農業者年金の6つのポイント

- ◆ 農業者なら広く加入できます
国民年金の第1号被保険者で、年間 60 日以上農業に従事している 60 歳未満の方。
- ◆ 少子高齢化に強い確定拠出型の積立方式年金
自分が納めた保険料とその運用益により年金額が決まる積立式の年金です。
- ◆ 保険料の額は自由に選択できます
保険料は月額 2 万円から 6 万 7 千円の範囲内で、自由に選ぶことができます。
- ◆ 終身年金で、80 歳までの保証があります
年金は生涯支給され、もし 80 歳前に亡くなくても遺族に死亡一時金が支給されます。
- ◆ 税制面の優遇措置があります
保険料全額が所得税・住民税の社会保険料控除の対象となります。
- ◆ 保険料の国庫補助制度があります
一定の要件を満たす農業者には、保険料(月額 2 万円)の 2 割、3 割、5 割の国庫補助があります。

○令和4年からの3つの改正のポイント

※平成14年から始まった新たな年金事業のみが対象です。

- ◆ 若い農業者が加入しやすいよう保険料が引き下げられます (令和4年1月1日以降)
35歳未満で一定の要件を満たす農業者は、保険料の納付下限額が1万円に引き下げられます。
- ◆ 農業者年金の受給開始時期の選択肢が広がります (令和4年4月1日以降)
昭和32年4月2日以降に生まれた方が対象で、受給開始時期を選択できます。
- ◆ 農業者年金の加入可能年齢の上限が引き上げられます (令和4年5月1日以降)
国民年金の任意加入者で、年間60日以上農業に従事している方に限り、上限が65歳未満まで引き上げられます。

詳しい内容のお問合せは
八千代町農業委員会事務局 内線 2120

■ 農業委員 ■ 議席番号・氏名 ①出身行政区 ②担当区域



5番 野中 昇
①新地
②東蒔田、新地、福岡



4番 中山 登
①仁江戸東
②仁江戸東、仁江戸西、粟野、片角



3番 古橋 定男
①若
②太田、若



1番 草間 和男
①東大山
②中野、苅橋、東大山



10番 青木 幹雄
①根ノ谷
②兵庫沼端、前田、高野、伊勢山、根ノ谷、菅谷西



8番 猪瀬 明子
①栗山
②栗山



7番 堤 進
①大間木
②尾崎、大間木、芦ヶ谷新田、舟戸、仲坪



6番 中山 和己
①蒔田
②蒔田、山ノ神、神山、磯、村貫東、村貫西



14番 川田 弘幸
①久下田
②久下田、大渡戸、大里、小屋



13番 馬場 章
①水口
②水口、松本



12番 河口 博
①平塚新田
②本田、前山、松山、天王木番田、築越六軒、二ツ釜、道前六保、平塚新田



11番 大久保 時子
①瀬戸井
②佐野東、佐野西、瀬戸井

やめよう農地の違反転用

農地を住宅や資材置場、駐車場、太陽光発電施設など農地以外の用途に変更する場合や、一時的に資材置場等で利用する場合も許可申請・届出が必要になります。

また、農地の埋め立て等をして農地改良を行う場合も許可または届出が必要になります。

手続きをしないで無断で転用をすると、農地法違反となり、工事の中止や原状回復の命令がなされる場合があります。

農地転用をお考えの方は、事前に農業委員会事務局までご相談ください。

※農地法に基づく許可申請の受付は、毎月7日～10日です。(土日祝日を除く)



16番 中荻 絹子
①高崎
②高崎



15番 大久保 英世
①野爪
②新井、八町、袋、野爪、坪井

■農地利用最適化推進委員■ 区域番号・氏名 ①出身行政区 ②担当区域



4番 生井 忠一
①仲坪
②蒔田、仲坪、山ノ神、神山、磯、村貫東、村貫西



3番 高橋 一義
①沼森
②沼森、貝谷、川尻、今里、本郷、苅橋



2番 大山 正人
①東大山
②東大山、太田、若



1番 高野 守
①仁江戸西
②仁江戸東、仁江戸西、粟野、片角、中野



8番 大久保 光正
①菅谷西
②兵庫沼端、前田、高野、伊勢山、根ノ谷、菅谷西



7番 爲我井 義雄
①佐野西
②佐野東、佐野西、瀬戸井



6番 堤 義雄
①大間木
②尾崎、大間木、芦ヶ谷新田、舟戸



5番 齋藤 進
①福岡
②東蒔田、新地、福岡、栗山



12番 染谷 勉
①高崎
②久下田、高崎、大渡戸、大里、小屋



11番 倉持 剛
①松本
②水口、松本



10番 荒井 昇
①二ツ釜
②本田、前山、松山、天王木番田、築越六軒、二ツ釜、道前六保、平塚新田



9番 赤荻 浩一
①塩本
②西大山、塩本、下山川、粕礼

農地利用状況調査（農地パトロール）を実施

八千代町農業委員会では、令和3年7月～9月にかけて町内全域の農地を対象に農地パトロールを実施いたしました。

農地パトロールは主に農地利用の確認、遊休農地の実態把握と発生防止・解消、違反転用発生防止・早期発見を目的としています。遊休農地は雑草の繁茂や不法投棄等の要因となりますので、農地の適正管理をお願いいたします。

また、調査結果をもとに、遊休農地と判断された土地所有者に対して、農地利用意向調査を実施いたします。ご協力をお願いいたします。



13番 大山 利美
①袋
②新井、八町、袋、野爪、坪井